

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年11月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300231号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2300011号

第1 結論

平成14年10月から平成15年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年10月から平成15年2月まで

請求期間について、私は勤務先を退職した直後の平成14年10月頃に、A市B区役所の窓口で、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当該期間の国民年金保険料については、毎月、郵便局又はコンビニエンスストアの窓口で納付書により納付したと思う。

請求期間の国民年金保険料が、未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は勤務先を退職した直後の平成14年10月頃に、A市B区役所の窓口で、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当該期間の国民年金保険料については、毎月、郵便局又はコンビニエンスストアの窓口で納付書により納付したと思う旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の請求期間の直前に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(平成14年10月1日)を、「勸奨事象発生日」として、「第1号・第3号被保険者取得勸奨」及び「未加入期間国年適用勸奨」の対象とされ、加入手続きを行わなかった国民年金未加入者の一覧である「未適用者一覧表(最終)」が平成16年8月に作成されていることが確認でき、当該厚生年金保険被保険者資格の喪失直後に、国民年金への切替手続きが行われていなかったと考えられる上、請求者が当該期間において国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、当該期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市は、請求期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 〇〇 関東信越（神奈川）（受）第 2300236 号
厚生局事案番号 〇〇 関東信越（神奈川）（厚）第 2300030 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 2 年 7 月 6 日

厚生年金保険の記録では、A 社における請求期間の標準賞与額が、60 万円から 62 万円に訂正されているが、当該訂正後の標準賞与額は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。請求期間について、当該訂正後の標準賞与額に相当する賞与額が支払われていたので、当該訂正後の標準賞与額を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る「2020 年夏季臨時給訂正」（写）及び「貸金台帳営業所配布 2020 年 7 月～2020 年 7 月」（写）並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、オンライン記録により確認できる標準賞与額を超える標準賞与額に相当する賞与額の支払を受けていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準賞与額を上回る場合である。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記の「2020 年夏季臨時給訂正」（写）及び「貸金台帳営業所配布 2020 年 7 月～2020 年 7 月」（写）において、請求者の当該期間に係る賞与額に見合う標準賞与額（62 万円）は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準賞与額（保険給付の対象となる標準賞与額 60 万円）を上回るものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準賞与

額（59万7,000円）は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（60万円）より低い額であることが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。